

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	井上 吉一
登録番号又は法人番号	92260143
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所所在地	大阪府大阪市西淀川区大和田4丁目13番7号 ミネット2号館106号
処分年月日	平成30年8月20日
処分内容（種類）	廃業勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
上記処分をした理由	<p>行政書士法第10条、行政書士倫理第17条、会則第40条、倫理規程第3条に違反した。</p> <p>（被処分者は、平成29年3月17日、一般建設業から特定建設業への許可変更、更新、決算変更届等の業務依頼を受任し、報酬等として279,560円を受けたにもかかわらず、その業務を放置し依頼者との連絡を絶った。</p> <p>このような事実は、誠実に業務を行うべき行政書士の責務に違反し、行政書士の信用及び品位を害するものである。）</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法 （行政書士の責務） 第十条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>会則 （責 務） 第40条 会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、誠実にその業務を行うとともに行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士倫理 （業務取扱の順序及び迅速処理） 第17条 行政書士は、正当な事由がない限り、依頼の順序に従って、速やかにその業務を処理しなければならない。 2 行政書士は、依頼者に対し、事件の経過及び重要な事項を必要に応じて報告し、事件が終了したときは、その経過及び結果を遅滞なく報告しなければならない。</p> <p>倫理規程 （法令、会則等の遵守）</p>

	<p>第3条 会員は、行政書士法（以下「法」という。）、同施行規則、連合会会則・規則及び本会会則（以下「会則」という。）・規則・規程・規約・細則等又は決議を遵守しなければならない。</p> <p>2 会員は、連合会又は本会から委嘱された事項を誠実に履行しなければならない。</p>
--	--